

第24回津家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成27年7月30日（木）午後1時30分～午後4時

2 開催場所

津家庭裁判所大会議室

3 出席者

【委員】

伊藤博康，大熊一之（委員長），大谷佳子，岡垣 壮，小島 淳，小林服子，高山 大，坪井宣幸，森 一恵（五十音順，敬称略）

【事務担当者】

後見担当裁判官，首席家裁調査官，首席書記官，次席家裁調査官，訟廷管理官，事務局長，総務課長，総務課課長補佐

4 議事

- 家裁所長の着任に伴うあいさつ
- 委員の紹介
- 「成年後見制度を巡る現状について」説明
- DVD「わかりやすい成年後見制度の手続（本編）」視聴
- 「後見制度支援信託の利用状況について」説明
- DVD「わかりやすい成年後見制度の手続（後見制度支援信託）」視聴
- 「後見制度支援信託について」補足説明
- 意見交換

今回のテーマである「成年後見制度の現状と課題について」の意見交換の要旨は、別紙のとおり

- 次回意見交換のテーマ

「少年の再非行防止について」

- 次回開催日 平成28年1月29日（金）午後1時30分

(別紙)

意見交換の要旨 (●委員長, ○委員, □事務担当者)

- DVDの視聴や職員による説明を通じて、後見制度について、どのような感想や意見を持ったか。
- 本人が「どんな状態になっても後見制度は利用してほしくない。」といった書面を残していた場合に、本人が認知症などにより判断能力が低下し、親族から後見開始の申立てがあった際には、本人の意思が尊重されるのか、それとも親族の申立てが尊重されるのか。
- そのような例に接したことはないが、存命している限りは施設への入所契約とか、日常必要なお金を払い戻すとか、投資していた株式を処分するとかいった法律行為を行う必要が出てくるのが通常であろう。その場合には、意思能力の不足を補う必要があるので、たとえ本人がそのような書面を残していたとしても、裁判所は成年後見を開始すべきとの判断をすることになるのではないか。
- 未成年後見人が選任されている状態で、本人が成年に達した際にはどうなるのか。成年後見とのつながりはあるのか。
- 成年に達した段階でも後見人が必要な状態が継続することが見込まれる場合には、成年後見の開始決定をして、手続を切り替えることになる。
- 後見人を選任するかどうかの判断は、医師による診断を受けた後に行うのか。判断能力の有無は医師による診断で決めてもらうのか。
- 裁判所が用意している申立てに関する必要書類には診断書の書式もある。この診断書は一般的な診断書と異なり、後見を始めるのが相当かどうかを判断できる書式となっている。この診断書によって判断能力がないと判断できる場合には、鑑定をせずに開始決定が出されるケースもあるが、診断書では判断能力がないと判断できない場合には、鑑定を行うことになる。
- 私は家庭裁判所の参与員として後見の手続に関与しているが、裁判所によって申立書式は違うようだ。津の方が分かりやすいと感じるものもあれば、他の裁判

所の方が分かりやすいと感じるものもある。内容を比較して検討すると、より使いやすいものになるのではないか。

- 当庁に限らず裁判所では、申立てがスムーズにできるよう、申立書だけでなく、必要書類をワンセットにして交付している。申立書の書式自体は裁判所間で大きく異ならないが、それ以外の書類については、各裁判所が実情に合わせて創意工夫を凝らしており、そのため個性が出ている。今後は、申立てをされる方にとってより分かりやすく、かつ、できる限り手間をかけずに済むようなものにできないかという観点から、見直しを進めていきたい。
- 当庁では近隣の名古屋や岐阜の書式を目にする機会が多いが、大阪、東京などの書式を目にする機会が少ない。それらの書式に触れた際には見直す際の参考にしていきたい。
- 1年間に後見人に支払う報酬額はいくらぐらいか。
- それに加えて、後見制度支援信託を利用した場合に選任することとなる専門職後見人に支払う報酬額も教えていただきたい。
- 後見人に支払う費用は家庭裁判所が定めるが、その前提として後見人から報酬付与の申立てをしていただく必要がある。報酬額は後見人の労力や負担、御本人の財産の規模によっても異なるため、個々の事案ごとに異なるが、月額数万円というものが多い。また、特別に困難な作業をお願いした場合には増額する場合もある一方、財産の管理状況が芳しくない場合には減額する場合もある。他方、後見制度支援信託を利用した場合の専門職後見人の報酬額は、一律にいくらとは決まっているわけではないが、これまでの事例をみると、概ね20万円前後である。
- 市区町村長が申立人になる場合の事例を具体的に教えていただきたい。
- 市区町村長が申立人になる典型的なケースは、四親等内の親族が存在しない場合、あるいは、四親等以内の親族がいても、身内としての付き合いがない場合である。
- 弁護士として後見制度支援信託を利用したことがある。信託商品を取り扱う4

行の金融機関のうち、管理報酬が無料という理由と、三重県内に支店があるという理由から、三菱UFJ信託銀行と三井住友信託銀行を利用したことはあるが、その他の2行の利用実績を教えてください。

- 当庁管内の実績では、三菱UFJ信託銀行の利用が多く、次いで三井住友信託銀行が利用されている。把握している限りでは、みずほ信託銀行及びりそな銀行については利用実績がない。
- 後見制度は誰のためにあるかということを考えることがある。未成年後見制度は、将来本人が自立したときのことで見据えて財産を保全しておくということであれば、本人の利益に直接結びつくが、成年後見制度は、同じく財産を保全するといっても、本人が亡くなった後の相続人のためにあるように思える。
- 相続人になることを見越してという見方をする人もいるが、成年後見制度の制度趣旨として一番大きいのは、あくまで本人保護であり、本人が亡くなるまで生活を保持できるだけの財産を確保するのが目標である。後見の申立てをして、そのまま後見人となる親族の方には、本人の財産をしっかりと守り、その生活を保障するために法定代理人として後見人になるのだという意識を、しっかりと理解いただきたいと考えている。
- 一般の方は、後見人は何でもやってくれると思っているのではないかと。パンフレットを見ると財産管理や契約などの法律行為に限られると書いてあるが、病院や施設を探すことや身の回りの世話は誰がすることになるのか。
- 後見制度開始当初は、食事の世話なども後見人が行うべきものとの誤解を受けていた。身上監護の面では、病院との入院契約、施設の入所契約といった契約締結が後見人としての主要な仕事であり、入院、入所後は病院又は施設において世話をするということになる。
- 「分かりやすさ」、「利用しやすさ」といった観点から何か問題に感じることや疑問はないか。
- DVDの視聴対象としては誰を想定しているのか。また、どこに行けば視聴で

きるのか。普通は、成年後見制度を実際に利用しなければならないといった状況になった場合、裁判所に直接来るより、まず市町村役場に相談に行くことが多いのではないかと感じている。どこに行けば、成年後見制度について教えてもらえるのか。

- DVDは、申立てを検討されている方に、裁判所で見ていただいております。申立人と後見人候補者が異なる場合にも、できる限り一緒に見ていただいております。

成年後見制度については、市町村役場の相談窓口や地域包括支援センターに行き、そこで裁判所のことを聞いて来られる方が多いと感じています。

- インターネットで手続内容、申立費用などを調べる人も多いと思う。ユーチューブでDVDの内容を視聴できるようにすれば便利なのではないか。

- DVDの内容については、一般の方も最高裁判所ホームページからダウンロードして視聴することが可能である。当庁の申立書式などについても、同ホームページからリンクしている津家庭裁判所のページからダウンロードすることができる。ホームページについては今後も、より利用しやすいように工夫していきたい。

- 成年後見制度については、聞けば聞くほど難しいという印象を持った。申立てに必要な書類の量を見ただけでも挫折してしまいそうである。この制度を身近なものとして利用するには、まだまだ課題が多いのではないかと感じている。しかし、今後、高齢化社会が進むにつれ、成年後見制度を利用する機会がますます増えるのは間違いないので、もっと手続を簡略化できないか。

- 家庭裁判所の参与員の立場からも「こんなに大変だと思わなかった。」という意見を聞くことが多い。

- 裁判所では、申立ての時に必要なものだけでなく、後見人が選任された後の管理、報告に必要なものも含めて書式を作成している。また、文面も読んでいただければお分かりいただけるような表現で記載していることから、どうしても量は多くなってしまいが、改善の余地もあると思われるので今後も検討を進めたい。

- パンフレットを見ると、「後見」が最初に記載されている。「補助」、「保佐」、

「後見」という支援を必要とする度合いが低い順から記載した方が分かりやすいのではないか。

- 件数としては後見が圧倒的に多いことから、後見制度を中心に記載しているのではないかと考える。
- 「補助」や「保佐」が少ないのは、制度の認識が足りないのか、裁判所のアピール不足か。
- 「補助」や「保佐」を利用するレベルの判断能力の低下だと、制度を利用しなければならないといった切羽詰まった状態ではないのではないか。また、そのレベルの判断能力の低下だと、本人が制度の利用を拒むケースも多いのではないか。
- 後見制度支援信託制度について、仮に皆様又は皆様の親族が成年後見人となった場合、利用したいと思うか。
- 医療費や家の修繕などで突然大きなお金が必要になるといった事情が生じるかもしれないということを考えると、手元に置くことができるお金が200万円程度に制限されてしまうと、家族は不安を感じるのではないか。
- ある程度の時間はかかるかもしれないが、裁判所が出金の必要性を認めれば、裁判所は信託銀行宛てに指示書を出すので、信託銀行からお金を引き出すことは可能である。
- 後見制度支援信託の趣旨は理解できるが、後見人としてはなるべく簡略な手続を望むのではないか。裁判所に指示書をもらいに行くのは面倒だということで、手元にお金を置きたいと考えるのではないか。
- 多額の流動資産を後見人だけで管理するのは大変であり、そこから解放されるというメリットもある。
- 親族にどのようにアピールしたら、後見制度支援信託のメリットが伝わり、理解と納得が得られるか。
- 後見制度支援信託が抵抗なく受け入れられるまでには、まだまだ課題が多いと思う。話は変わるが、後見制度を利用しないで、財産を不正に使われるケースも

あるのではないか。この対策も必要ではないか。

- 判断能力が低下している人の数と後見制度の利用者数とを比較すると、後見制度を利用する人の割合はまだわずかである。後見制度利用者の裾野を広げる必要はあるが、管理する財産が少なく利用を控えている場合もあるだろうし、後見制度が利用しづらくて控えている人もいるのではないかと推測される。「流動資産が1,200万円以上ある方は後見制度支援信託を利用してください。」というのをあまり前面に出し過ぎると、利用者の裾野を広げることを阻害してしまう面もあり、なかなか難しい問題である。
- 私自身が後見人もやっているが、後見制度支援信託はとても良い制度だと思う。自分も将来的に財産が貯まったら、後見制度支援信託を利用したいと考えている。わずらわしいことをプロにお願いできるというのが最大のメリットではないか。
- 家庭裁判所の参与員の立場として、後見人から不安の声をよく聞くが、後見制度支援信託は透明性が高く、親族間に争いがある場合などにおいては、納得を得られやすいのではないか。
- 委員の皆さんからいただいた御意見を踏まえて、後見制度支援信託も含めた成年後見制度について、国民から理解と納得が得られるよう、今後も、制度広報に取り組んでいきたい。